

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和3年11月15日(月) 14:00～15:30
- 2 場所 滋賀県庁新館7階大会議室
- 3 議題 ①湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
②その他
- 4 出席委員 市川委員(会長)、江藤委員、惣田委員(※)、野呂委員(※)、畠委員、林委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員(※)
※Web会議システムを通じての出席

5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

(事業者)

事業者資料2、3について、前回審査会からの意見、長浜市長意見に対する事業者の見解を説明。

(会長)

それでは委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(会長)

それでは私から意見をさせていただく。資料2-3-1に誤記があるので指摘する。

資3.1-10ページの表題に「拡散幅補正を行わない場合」と記載されている。資3.1-18ページ以降も「拡散幅補正を行わない場合」のはずだが、図の表題に「補正あり」と記載がされている。同様に資3.1-28ページ以降は「補正なし」とあるが「補正あり」ではないか。誤記について修正すること。

煙突排ガスの予測ケースと資料編の各図の対応がわかりづらいため、資3.1-9ページの予測ケースの表について、資料編の図番を対応させて記載してあるとわかりやすい。

コンター図の表題について、「寄与分：補正なし」と記載されているが、この記載では寄与分の補正がないように見える。しかし補正がないのは拡散幅のことである。表題の記載について「拡散幅：補正なし」のように修正すること。「寄与分」は対象施設寄与分であることがわかるように記載すること。

資3.1-68ページについて、「水銀については、新斎場は発生源ではない」と記載されているが、斎場から水銀が出る可能性はあるのではないか。この記載の意味は規制の対象になっていないということではないか。「発生源ではない」と表記すると語弊がある。発生の可能

性はあるので、「規制対象ではない」といった表現に改めるべきである。

(事業者)

誤植等があり申し訳ない。頂いたご助言を基に評価書に向けて精査させていただく。水銀の説明部分についても適切な表現を検討して調整させていただく。

(委員)

事後調査について確認する。騒音については、事後調査としては実施しないが、自主的な調査を実施すると記載されている。事後調査と自主的な調査とで内容は変わらないということではどうか。

(事業者)

敷地境界の騒音測定についての方法などは、環境影響評価の際に実施した現地調査と類似する調査を考えている。内容としては変わらないが、違いがでてくる部分として、条例上の事後調査に位置付けた場合には、条例に基づく事後調査報告書の手続きに繋がっていく。現時点での整理では条例上の事後調査としては実施しないが、別途事業者の自主的な対応として調査をしていくことで整理をしている。

(委員)

調査項目は変わらないということではどうか。何のために事後調査をするかということ、予測項目がどの程度合っているのか確認をする意味合いがある。調査が自主的であれば、環境影響評価で実施した項目について確認をするということではどうか。

(事業者)

その通り。

(委員)

条例の扱いをしないということは、公表しないということか。その辺りの違いがよくわからない。自主的に公開するということか。

(事業者)

数値については竣工後、ホームページ等で公表をしたいと考えている。

(委員)

公表するという事は評価書に記載するのか。

(事業者)

資料 2-9 の 3 ページ 4 段目、「環境監視調査の結果は地域住民等への情報公開を行う」と記載している。

(委員)

なぜ事後調査ではなく自主的な調査とすることにこだわっているのかが疑問である。そもそもなぜこの話が出てきたかという、図面がないため建物の構造がどうなっているかわからず、外壁の割合等に関する情報も記載がされてない。しっかり対応されているか、データがないため第三者的に事後に確認をすることができない。そこの部分を保証するために事後調査を実施していくべきではないか、という話であったかと思う。

(事業者)

環境監視調査ということで、施設が竣工した後に敷地境界での騒音測定をする、と記載している。測定結果については、施設で定める敷地境界での基準、騒音測定法などの基準があるため、事後調査の枠外にはなるが、事業者としてその基準値に整合しているのかどうか、事前に実施した環境影響評価の中で評価したとおりの保全目標を満足できるのかどうか、その基準値と比較して評価することになる。

その結果は、測定結果に加えて、基準値との整合の観点を含めて、対外的に住民等への情報公開を行っていくこととなる。条例上の事後調査の手続きを経ないとしても、対外的な評価や判断をしていくことになるので、一定の検証はできるものと考えている。

(委員)

これ以上求めるのは難しいのかもしれないが、環境影響評価の資料として残しておくことが重要であると考えている。環境影響評価の精度を高めていく上では、予測条件や予測結果について、それがどの程度合っていたのかを検証できる資料として、1ヶ所で確認ができるようにしておくというのが重要ではないか、と個人的には思っている。事業者が公開されるということだが、後から環境影響評価の資料を見ただけでは確認ができないとか、事業者が公開したものがいつまで公開されているのかとか、後になってからしっかりできるのかという意味では、条例の手続きの中で完結しておいた方がよいと思う。これは意見として述べる。

(会長)

行政組合のホームページの情報など、せめてどこに公開するかを評価書に明記した方がよい。

(事業者)

そのように対応させていただく。

(委員)

動植物に関する部分について確認する。移殖時期について5月から10月の繁殖時期後から越冬時期前としているが、繁殖時期は6月から7月がピークだと思うが、この部分の内容を説明いただきたい。

(事業者)

ここでの意味は繁殖時期をターゲットにしているわけではなく、冬眠時期は捕獲が困難なため、繁殖に影響がない範囲で個体が地上で活動している時期という意味で記載している。繁殖の影響にも留意して、5月から10月までの期間であれば、個体の捕獲をして移殖することができる時期だろうという趣旨で記載をしている。

(委員)

越冬時期でないというのはわかるが、繁殖時期後という表現は誤りではないか。

(会長)

繁殖時期を外してという意味か。

(委員)

繁殖時期は実際いつ頃になるのか。

(事業者)

年や対象になる種によって繁殖時期は変わってくると思うが、5月から7月上旬まで繁殖行為が行われている可能性はあると考えられる。実際は移殖をしようとしたときに、カエルの卵や幼生が発見されれば、繁殖の兆候を現場で確認して、移殖の開始時期を決めていくことになる。今は最大限の幅として5月から10月頃と表現している。

(委員)

7月上旬まで繁殖時期だということはわかったが、表現には違和感がある。ナゴヤダルマガエルに配慮しているということはわかった。

(会長)

繁殖時期を外して、その他の環境条件も踏まえて移殖するということでよいか。

(事業者)

そのような趣旨で考えている。

(委員)

工期の予定表と併せて移殖の時期を明示するとわかりやすいのではないか。この記載内容だけではどのような手順を踏んで、繁殖期がどう関わってくるのかが理解できない。実際に土砂を入れる時期とカエルの繁殖時期がどう対応しているのかというのを記載してもらえれば、幅があっても説明がつくのではないか。

(事業者)

具体的な工事計画は今後検討していく段階なので、バーチャートを引くことが難しい状況ではあるが、今のご意見を参考に、視覚的に見えるように、工事工程の例のような形で例示できるように検討する。

(委員)

資料 2-6 の影響区分に新たにCという区分が増えているがどういう理由か。

(事業者)

前回の審査会では影響区分の一番下のランクについて、審査会での審査の経過を踏まえ「CD」と記載をしていたが、評価書から見た場合に、二つのアルファベットに対し説明が一つのみ記載されていると、わかりづらい表現のため、前回「CD」としたものを今回「C」と改めている。

(委員)

承知した。

(委員)

既存の焼却施設であるクリスタルプラザについて白煙防止対策はされているのか。

(事業者)

クリスタルプラザは白煙防止対策をしていない。

(委員)

そうであれば類似事例の部分にクリスタルプラザについても記載する方がよいのではないか。

※

(事業者)

クリスタルプラザについては白煙の発生に関する記録を取っていない状況である。

(会長)

「苦情がない」という実績があるのであれば、クリスタルプラザについても記載すればわかりやすいのではないか。

(事業者)

資料 2-1 の 3 ページの注釈の部分に関係する内容を記載しているので、この部分での記載を考える。

(会長)

願います。

※審査会終了後に事業者から、

正) クリスタルプラザは白煙防止対策をしている。

誤) クリスタルプラザは白煙防止対策をしていない。

との訂正の報告があった。このため事業者から白煙発生に関する記載を修正した資料が提出され、内容（事業者資料 2-1（審査会後修正）を参照）について、後日、審査会委員に了承いただいた。

(会長)

それでは以上でご意見がないようなので審査会意見の取りまとめに入る。

(事務局)

資料 4 の審査会意見（案）について説明。

【特記事項】

・審査会意見については、提出段階の準備書に対しての意見であり、これまでの審査会での意見に対する回答を踏まえたものではないことを説明。

・本日の審査会を欠席された委員については別途意見照会をしており、審査会意見（案）に対する意見は特になかった旨を報告。

(会長)

それでは審査会意見（案）についてご意見を願います。

(委員)

個別的事項（３）の動物・植物・生態系の部分について、３段落目の２行目、「移植作業中に確認がされた」の「が」は不要である。

(事務局)

ご指摘のとおり修正いたします。

(会長)

その他ご意見がないようなので審査会意見（案）について了承した。それでは審査は以上となるので進行を事務局にお返りする。

(事務局)

ご審議いただきありがとうございました。審査会意見につきましては、本日頂いたご意見を踏まえ、市川会長と調整をさせていただき取りまとめさせていただきます。

以上